

小規模修繕工事特記仕様書

第1節 総 則

第1条 適用

本工事（以下、工事という。）は本特記仕様書に定めるもののほか、三重県公共工事共通仕様書及びその他関係法令等の規定について適用するものとする。

2 「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（令和8年8月17日）」を適用するものとする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

3 受注者は、休日・夜間においても常に連絡のとれる態勢を築き、発注者の指示に基づき速やかに対応するものとする。

第2条 現場写真

現場写真は、施工の場所及び出来形が判別できるものとし、同一位置から工事の着手及び完成後撮影したものを工事完成届に添付して提出するものとする。

第3条 検収単位

検収単位は、別単価表の検収単位とし、直近以下は四捨五入とする。ただし、工事指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは、検収単位に切り上げるものとする。

第4条 標示板

「三重県公共工事共通仕様書」内「標示版の設置」によるものとする。

（道路関係）

第2節 排水施設工

第5条 側溝工

接続部分の漏水及び排水勾配等に十分注意し、施工しなければならない。

2 道路側の埋戻しには、クラッシャーラン（RC-40）を使用し、タンバ（60～100Kg）により十分締め固めた上、舗装しなければならない。

第6条 コンクリート溝蓋工

「国土交通省、土木構造物標準設計」によるPC1型、PC2型、C1型、C2型、K1A型、JIS1種型、JIS3種型を標準としリサイクル製品の使用に努めるものとする。

第7条 縞鋼板溝蓋工

縞鋼板溝蓋を敷設する場合は、適当な大きさに加工して敷設しなければならない。（蓋の本体単価及び重量は見積とする。）

第8条 グレーチング溝蓋工

グレーチング溝蓋を敷設する場合は、所定のアンカー・鎖等により固定しなければならない。

- 2 車道部の規格はT-25型を標準とする。

第9条 管渠工

管渠工を設置する場合は標準設計360°巻固定とする。

第3節 交通安全施設工

第10条 歩車道境界ブロック工、歩道部切り下げ工、防護柵工

施工にあたっては、舗装部に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

第11条 視線誘導標工

建込角度等安全かつ十分な誘導効果が得られるよう施工しなければならない。

- 2 支柱を打込む場合は、支柱の傾きに注意するとともに、頭部に損傷を与えないようにしなければならない。

第12条 道路反射鏡工

取付け角度等安全かつ十分な視認効果が得られるよう施工しなければならない。

- 2 道路反射鏡背面にミラー製造業者・設置年月日及び管理者名を記入しなければならない。

第13条 道路標識補修工

標識板の向き、角度、標識板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

第4節 その他施設工

第14条 標識清掃工

標識及び支柱に付着しているほこりを布などで清掃しなければならない。

第15条 植樹散水工

必要に応じて行うものとし、原則として気温、地温が高くない時間帯に施工するものとする。

第16条 路面清掃工

収集したじんあいは柵及び側溝等に掃き込まないように注意しなければならない。

第17条 土工

埋戻しについては、十分締め固めなければならない。

第18条 芝付工

筋芝工、張り芝工はのり肩には耳芝を施すものとする。

第19条 取壊し工

構造物の取壊しは他の部分を損傷させないように注意しなければならない。

2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後、取り壊すものとする。

第20条 構造物基礎工

砕石基礎工の材料は、クラッシャーラン（RC-40）又は、栗石とする。

材料の選択は監督職員の承認を得なければならない。

2 均しコンクリート基礎工の材料は18-8-40BBとする。

第21条 コンクリート工及び型枠工

構造物の打継ぎ面は、十分洗浄し打設しなければならない。

第22条 土俵積

土俵積は、現地の状況等により側面並べ、小口並べを使いわけるとする。

第23条 現場打合せ確認協議交通整理員

打合せ確認協議メモは、監督職員に提出する。

第24条 雑工

工事終了後は速やかに監督職員に作業日報を提出すること。

（河川関係）

第5節

第25条 天端補修工

堤防天端の窪地については、堤防に適した良質土にて補充を行ない敷均し、転圧を行なわなければならない。

2 堤防天端が、コンクリートとなっている場合の補修については、堤体が空洞となっていないか確認し、空洞があれば堤防に適した良質土にて補充を行ない敷均し転圧を行なった後、張コンクリート厚20cm以上で在来のコンクリート厚に合わせて補修を行なわなければならない。

3 補足土については、監督職員と協議すること。

第26条 土砂取り除き

推砂土砂の排除については、河川管理施設等の支障とならないよう十分注意をして行なわなければならない。

第27条 構造物補修工

目地の充填を行なう場合は石、ゴミ等を除き、充填材の使用条件を満たした上で、作業を行なわなければならない。

（舗装関係）

第28条 アスファルト合材の品質

業務に使用する加熱アスファルト合材の品質は次のとおりとする。

区 分	針入度	標準アスファルト量	交 通	最大粒径
密 粒 度	60～80	5.7%	L、A、B	13mm
〃	60～80	5.4%	B	20mm
〃	60～80	5.3%	C	20mm
粗 粒 度	60～80	4.8～5.0%	B、C	20mm
細 粒 度	60～80	6.6%		13mm

第29条 検収数量

検収数量は別表単価表のとおりとし、直近以下は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げるものとする。重量にて検収する場合は事前に監督職員と特に打合せのこと。

第6節 コンクリート舗装補修

第30条 目地等填充工

目地填充工及び亀裂填充工

目地及び亀裂の填充を行うときは、古い目地材、石、ごみ等を除去し、清掃後プライマーを塗布するものとする。

- 2 目地材は加熱して填充し、填充後石粉を散布しなければならない。
- 3 目地板の上に注入目地材を施工してあるものはその部分を除去するものとし目地板のみで施工してあるものは3 cm程度削り取らなければならない。
- 4 填充できる亀裂はすべて填充し、填充できない亀裂については監督職員と協議し、施工するものとする。

第7節 アスファルト舗装補修

第31条 局部の打換

【舗装工】

打換部分の形状は、二辺が原則として道路中心線に平行となる長方形とし、一辺の長さは、1.5m以上とする。ただし、打換部分と舗装端との間が0.5m以下の場合は舗装端まで打換えなければならない。

- 2 打換部はアスファルトカッターで切断した後、取壊しするものとする。

打換にあたっては隣接する舗装版、路盤に悪影響のないよう注意して施工しなければならない。

- 3 一層の仕上げ厚は原則として7 cmを越えてはならない。
- 4 表層厚が5 cmを越えるときは基層厚として加熱アスファルト合材(粗粒度)を施工するものとする。ただし、前項の範囲内のときはこの限りではない。
- 5 転圧は振動ローラーにより規定の締固度まで施工するものとする。

なお、隅角部及び縁部は、特に入念に施工しなければならない。

【路盤工】

- 6 路盤を入れ換えるときは、隣接する路盤をゆるめないよう注意して施工しなければならない。
- 7 路盤材は所定の厚さに敷きなおし振動ローラーにより規定の締固度まで転圧し、平坦に仕上げるものとする。
- 8 仕上げ厚は10cm、15cm、20cmの3区分とし、現場の状況により監督職員と協議して施工するものとする。
- 9 路盤材は粒度調整碎石(M-30)又は再生碎石(RC-40)で、品質は「三重県公共工事共通仕様書」の定めるところによるものとする。

第32条 表面の処理

段差が3 cm以下のときは、短時間硬化の常温スラリー状混合物で段差修正を行うものとする。

- 2 段差が3 cm以上のときは、細粒度アスファルト混合物(13)で段差修正するものとする。
- 3 表面処理は次の2つに区分する。

表面処理工(A)は厚さ3 cm以下の箇所に適用する。

〃 (B)は厚さ4～5 cm 〃

- 4 路面の沈下等进行处理するときは既設路面を清掃したうえ、タックコートを入念に散布し、既設舗装面と平坦性を保つよう加熱アスファルト合材(密粒度)を敷きならすものとする。
- 5 基層厚が5 cmを越えるときは基層工として加熱アスファルト合材(粗粒度)を施工するものとする。ただし、表層工の施工が困難と認めたときは監督職員と協議して施工するものとする。
- 6 施工幅が1.0m以上のときは振動ローラーにより、1.0m未満のときはタンパにより十分転圧して仕上げるものとする。

第33条 ポットホールの処理

欠損部補修工

ポットホールの処理は加熱合材を原則とし、穴埋め後タンパ仕上げにより施工するものとする。

- 2 ポットホールは、遊離したもの、動くものを除去し原則として正方形又は長方形かつ垂直にツルハシ等で変形しなければならない。
- 3 整形後、タックコートを入念に散布し、加熱アスファルト合材(密粒度)で穴埋め後、既設舗装面と平坦性を保つようタンパ仕上げにより施工するものとする。

第34条 既設舗装面との処理

成形目地テープを使用する場合は、既設舗装側面を刷毛等で清掃し、接着剤を塗布後テープ貼付圧着させる。

第8節 その他

第35条 歩道用コンクリートブロック補修工

コンクリートブロックの凸凹、がたつき等の補修は既設ブロックを取外し、路盤が平坦となるよう砂を敷きならした後、ブロックを敷設するものとする。

- 2 敷設後は路面を清掃しなければならない。

第36条 取壊し工

構造物の取壊しは他の部分を損傷させないように十分に注意しなければならない。

- 2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後、取壊すものとする。

第37条 コンクリート工及び型枠工

構造物の打継ぎ面は、十分清浄し打設しなければならない。

第38条 雑工

業務終了後は速やかに、監督職員に作業日誌を提出すること。

（雪氷関係）

第9節 準備

第39条 積雪・凍結箇所図作成

受注者は、工事を受けた地域の積雪、凍結箇所について発注者と打ち合わせ、箇所図を作成し一部発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項により作業の箇所または路線を指示しなければならない。

第40条 体制の整備

受注者は、天気予報、気象状況に十分注意し、出勤を必要と予想される場合は早朝、夜間にかかわらず準備し、直ちに出勤できる体制をとらなければならない。

第10節 薬剤

第41条 薬剤の支給

薬剤は、あらかじめ必要見込量を受理するか、必要時に受理するか発注者・受注者打合せをしなければならない。

2 発注者は、支給した薬剤量を材料受払調書へ記載しなければならない。

第11節 準備体制

第42条 道路巡視

受注者は、巡視を行い速やかに予備散布、除雪等の作業指示を受けるため状況報告をしなければならない。

第12節 除雪及び凍結防止作業

第43条 道路巡視

受注者は、前条の報告により薬剤散布する場合は、夜間、早朝及び気象等の悪条件での作業になるため交通安全と撒きすぎ（特に連続散布時）に注意しなければならない。

2 受注者は、作業に用いた薬剤量、作業時間を速やかに報告しなければならない。

第13節 編成人員

第44条 作業編成人員

各作業による標準編成人員は別表のとおりとする。

別表 雪氷対策作業標準編成人員

	普通作業員	一般運転手	特殊運転手	計
凍結防止剤 配備及び撤収	2	1		3
道路巡視	1	1		2
(人力) 凍結防止剤散布	3	1		4
(機械) 凍結防止剤散布	2	1		3
機械除雪	1		1	2

(その他) 小規模維持工事全体

第45条 建設発生土の処分について

受注者は工事における建設発生土について、受入地所有者に承諾を得ること。

- 2 受注者は建設発生土を搬出する場合は運搬車両1台毎に搬出先、搬出土量等を伝票等により発注者に報告すること。
- 3 建設発生土の運搬距離にかかる費用については変更契約の対象としない。

第46条 その他

本契約に類似、または相当の工種については、適正な精算または適正な見積等より金額を決定し指示する。